

【イギリス】2012年福祉改革法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2012年3月8日に制定された2012年福祉改革法(2012, c.5)は、社会保障給付の受給者の労働意欲を高めながら当該制度の費用を削減することを目的として、現行の多様な給付金の統合を図り、給付金に限度額を設け、その不正受給の取締りの強化等を定めるものである。

1 背景

従来イギリスでは主に低所得者向けの所得保障を目的として多様な給付金や給付付き税額控除(一定の要件を備える世帯等に税負担の軽減とともに給付を行うもの)等支給基準や算定方法の異なる併給可能な給付制度が複数存在し、このような制度全体の複雑さが適正な受給申請を妨げるとともに給付の過誤払の要因ともなってきた。また、これらの給付制度の下では、ともすると勤労所得の増加が給付額の減少に直結し、結果として所得全体が増加しないことにより受給者の労働意欲の増進を阻害してきた。

2 制定の経過

保守・自民連立政権は、発足直後の2010年5月の政権綱領で、労働能力のない者に支援を提供し、求職者には職業訓練及び的を絞った補助を行う一方で、仕事や訓練を拒む者には制裁を与え、労働意欲を高めるとともに給付金制度の簡素化の方途を探る方針を公約した(注1)。同年7月にはイアン・ダンカン・スミス(Iain Duncan Smith)雇用年金相が5つの改革案を示して意見公募を行い(注2)、同年11月には白書「普遍的給付(Universal Credit)―機能する福祉」を公表して改革案中その基本原則に広く支持を集めた普遍的給付を採用する方針を決定した(注3)。この方針に従い、2011年5月3日に政府が下院に提出した福祉改革法案は、6月15日に上院に送付され、その修正後2012年1月31日に下院に返付された。法案は、両院の間を更に2往復した後3月8日に裁可を得て、2012年福祉改革法(c.5, 以下「法」)として制定された。

3 法の概要

法は、福祉改革に関する前述の白書の内容等の実現を図るものであり、全7章151か条に附則14を伴う。次に法の概要について紹介する。

(1) 普遍的給付(第1章・第1附則～第6附則)

法による新設の中核的制度である普遍的給付には、受給申請者の事情に応じ、①基本生計費を支給する基礎的給付のほか、②子又は若年者の扶養、③住宅費、④その他の特別な需要の付加的給付が含まれる。今後、既存の勤労税額控除(低所得の就労者・世帯に対する給付付き税額控除)、児童税額控除(子を有する中低所得世帯を支援して支給する給付付き税額控除で世帯収入に応じた補助金として機能するもの)、住宅給付

(賃貸住宅に入居する低所得者に対する家賃の公的扶助)、所得補助(労働が困難な失業者等に対する公的扶助)、所得調査制求職者給付(労働が可能な低収入の失業者等に対する公的扶助で資力調査を要件とする非拋出制の所得関連給付)及び所得調査制雇用・支援給付(一定年齢層の労働が困難な失業者等に対する給付)が普遍的給付に統合される。当該給付は、失業者か否かを問わず勤労所得が基準の額に達するまで全額を支給し、これを超えると所得の増加に応じ一定の割合で減額される予定である。なお、児童手当及び障害者生活手当(後述)は普遍的給付への統合の対象外である。

(2) 労働年齢層向け給付(第2章・第7附則)・その他の給付の変更(第3章・第8附則)

これらは普遍的給付が導入されるまでの移行期間に関する経過規定であり、第2章は求職者給付、雇用・支援給付及び所得補助の受給申請の要件の変更について定める。特に受給申請の要件及びこれを欠く場合の効果を記載した申請者告知状(claimant commitment)の制度を設ける。第3章は、住宅給付の限度額の設定等について定める。

(3) 個人自立手当(第4章・第9附則・第10附則)

政府は2010年6月の予算で障害者生活手当(disability living allowance: 重度障害者に介護や交通手段の費用を支給してその生活費の加重を補う手当)を改革する意向を示し(注4)、2010年12月にはこれに代わり長期障害者が直面する困難を克服して活発で充実した生活をするために必要な費用の負担を目的とする個人自立手当(personal independence payment)を提案して意見を公募した(注5)。第4章は新手当の枠組みのみを定め、その細目は公募された意見を踏まえ下位法令で定める予定である。

(4) 社会保障—通則(第5章・第11附則・第12附則)

社会保障給付金の管理について定める第5章には、別途規則で定める福祉関係の給付金等につき就労世帯の平均所得を勘案して限度額を設ける規定、給付金等の不正受給の取締りの強化や過払対策として瑕疵のある申請をした者に対する不利益処分、不正受給の防止のための関係機関相互間の情報共有等に関する規定がある。

(5) 雑則等(第5章・第6章・第13附則・第14附則)

養育費制度を用いないで子を扶養する親の支援等に関する規定等がある。

注(インターネット情報は2012年7月19日現在である。)

(1) *The Coalition: our programme for government*. HM Government, 2010, p.23. <http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/coalition_programme_for_government.pdf>

(2) *21st Century Welfare*. Department for Work and Pensions, 2010, Cm 7913. <<http://www.dwp.gov.uk/consultations/2010/21st-century-welfare/>>

(3) *Universal Credit: welfare that works*. Department for Work and Pensions, 2010, Cm 7957. <<http://www.dwp.gov.uk/policy/welfare-reform/universal-credit/>>

(4) *Budget June 2010*. London: The Stationery Office, HC 61, 2010-11. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/hc1011/hc00/0061/0061.pdf>>

(5) *Disability Living Allowance reform: Public consultation*. Department for Work and Pensions, 2010, Cm 7984. <<http://www.dwp.gov.uk/consultations/2010/dla-reform.shtml>>

参考文献

・ *Welfare Reform Act 2012, Explanatory Notes*. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2012/5/notes/contents>>